

## 第15回 NPO法人会計講座

令和2年3月

こんにちは、宮崎県生活・協働・男女参画課です。

今回は、活動計算書の概要について御説明いたします。

「活動計算書」とは、企業会計でいうところの「損益計算書」にあたることを前回お伝えしました。

今回は、もう少し掘り下げて御説明します。

まずは、第3回で説明した企業会計の損益計算書をご覧ください。

(企業会計の・・・)	
損益計算書(H30.4.1~H31.3.31)	
1 売上高	2,000円
2 売上原価	▲ 400円
売上総利益	1,600円
3 販管費	▲ 700円
営業利益	900円
4 営業外収益	300円
5 営業外費用	▲ 200円
経常利益	1,000円
6 特別利益	150円
7 特別損失	▲ 100円
税引き前当期純利益	1,050円・・・(A)
法人税、住民税及び事業税	▲ 250円
当期純利益	800円・・・(B)

「売上」から対応する「売上原価」を引き、 ← 赤色部分  
「販売費及び一般管理費」を引き、 ← 青色部分  
「営業外の収益費用」を加減し、 ← 橙色部分  
「特別（イレギュラー）に生じた利益と損失」を加減し、 ← 緑部分  
そこから、法人税、住民税及び事業税を引くと、 ← 紫部分  
「当期純利益」となります。

※着色したら、だいぶカラフルになりましたね！(^^)／

次に、NPO法人会計の活動計算書を見てみましょう。

(NPO法人会計の・・・)	
活動計算書(H30.4.1~H31.3.31)	
I 経常収益	2,000円
II 経常費用	
1. 事業費 ▲1,000円	
2. 管理費 ▲500円	▲1,500円
当期経常増減額	500円
III 経常外収益	300円
IV 経常外費用 ▲	200円
税引前当期正味財産増減額	600円・・・(A')
法人税、住民税及び事業税	250円
当期正味財産増減額	350円・・・(B')
前期繰越正味財産額	200円
次期繰越正味財産額	550円

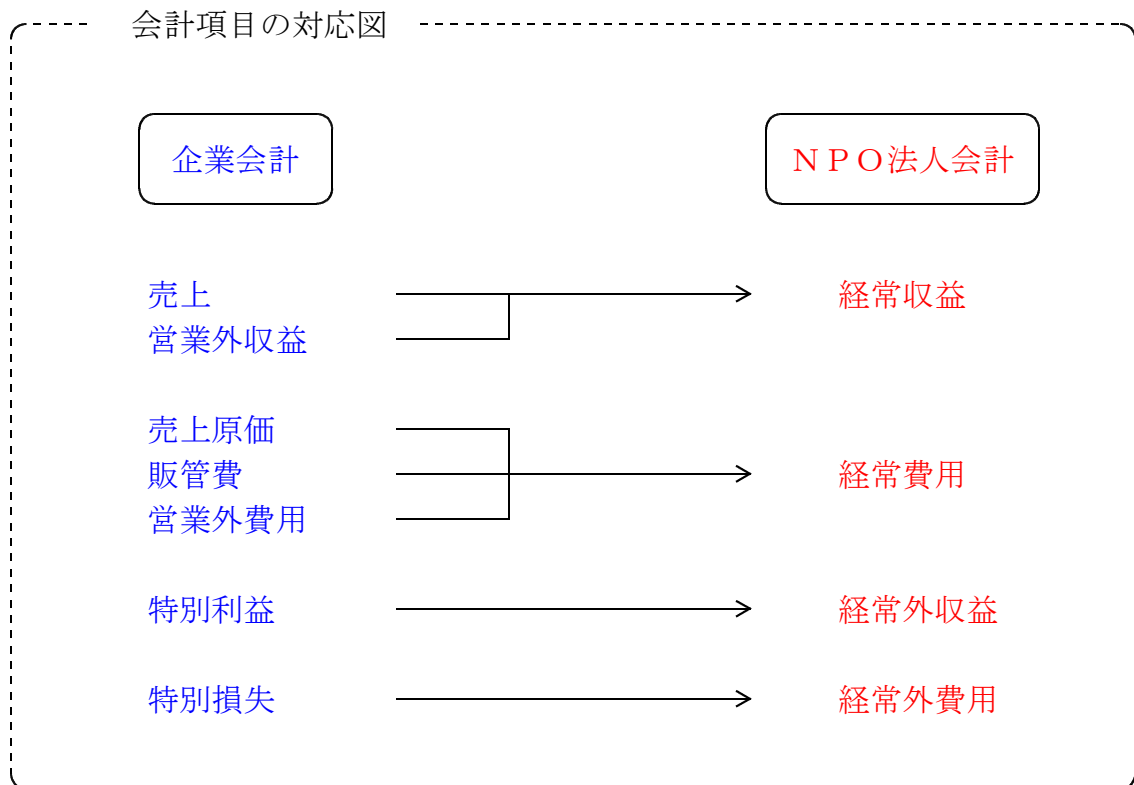
※こちらはシンプルな分、  
パーツを着色しても、そこまでカラフルにはなりませんね！(^^;)

活動計算書では、会計事象を「**経常的な**」収益・費用なのか、  
「**経常外の**」収益・費用なのか、大きく分けて2つに分類することが特徴です。

「経常外」とは、  
企業会計でご説明した  
「特別」(イレギュラー)に  
相当すると捉えてください。



企業会計とNPO会計の会計の項目を見比べると、下図となります。



↑ 見比べると、NPO法人会計の方がシンプルな気がしますね☆  
(ただ、シンプル=簡単という意味ではありません。)

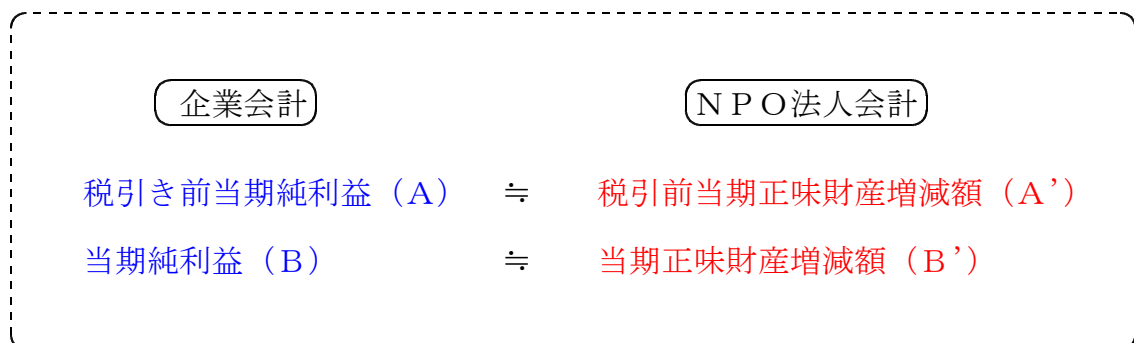
では、

損益計算書の「税引き前当期純利益」(A)は、  
活動計算書でいうところのどれに当たるでしょうか・・・？

→答)「税引前当期正味財産増減額」になります。(A')

次に、損益計算書の「当期純利益」(B)は、  
活動計算書でいうところのどれに当たるでしょうか・・・？

→答)「当期正味財産増減額」になります。(B')



ここで、あることに気づいたら、貴方は勘が鋭いです。

損益計算書では、「当期純利益」が一番下にあって、それで終わっていますよね。

(企業会計の・・・)		
損益計算書(H30.4.1~H31.3.31)		
1	売上高	2,000円
2	売上原価	▲ 400円
	売上総利益	1,600円
3	販管費	▲ 700円
	営業利益	900円
4	営業外収益	300円
5	営業外費用	▲ 200円
	経常利益	1,000円
6	特別利益	150円
7	特別損失	▲ 100円
	税引き前当期純利益	1,050円
	法人税、住民税及び事業税	▲ 250円
	<b>当期純利益</b>	<b>800円 ← ここで終了</b>

活動計算書では、損益計算書でいうところの「当期純利益」に相当する  
「**当期正味財産増減額**」の下に、まだ何かありますね。

(NPO法人会計の・・・)		
活動計算書(H30.4.1~H31.3.31)		
I	経常収益	2,000円
II	経常費用(事業費・管理費)	▲ 1,500円
	当期経常増減額	500円
III	経常外収益	300円
IV	経常外費用	▲ 200円
	税引前当期正味財産増減額	600円
	法人税、住民税及び事業税	250円
	<b>当期正味財産増減額</b>	<b>350円 ← ここで終了</b>
	<b>前期繰越正味財産額</b>	<b>200円</b>
	<b>次期繰越正味財産額</b>	<b>550円</b>

活動計算書では、

「当期正味財産増減額（当該年度の黒字額）」に、

「前期繰越正味財産額（昨年度までの黒字額の積み上げ額）」を加えて、

「**次期繰越正味財産額（次期への黒字の繰越額）**」まで算出します。

このことが、損益計算書と、活動計算書の最大の相違点であり、

結果、NPO法人会計では、**貸借対照表の「正味財産合計額」と**

**活動計算書の「次期繰越正味財産額」が一致**することを意味します！

貸借対照表		活動計算書	
(資産の部)	(負債の部)	I 経常収益	2,000円
		II 経常費用	▲1,500円
			・
			・
	(正味財産の部)	当期正味財産増減額	350円
	前期繰越正味財産額	前期繰越正味財産額	200円
	当期正味財産増減額	<b>次期繰越正味財産額</b>	<b>550円</b>
	<b>正味財産合計</b>		
	<b>550円</b>		

そして、今年度の正味財産合計額（550円）は、

次期の決算においては、「前期繰越正味財産額」となります。

ということは、

貸借対照表の「正味財産合計額」と、

活動計算書の「次期繰越正味財産額」が一致しない場合は、

**どこかが間違っている**ということです。

決算書を総会に諮る前、所轄庁に提出する前には、

この点を御確認ください！

（一目見れば分かるので便利ですよ！）

今日はここまでにします。

次回は、いよいよ**最終回**です。

財務諸表等の残りの1つ。

「財産目録」と「全般的なまとめ」をいたします。

お疲れ様でした！

